

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、奈良県広域消防組合の契約のうち長期継続契約を締結することかできる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約の範囲)

第2条 長期継続契約を締結することかできる契約は、次に定めるところによる。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの
 - (2) 経常的、継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から提供を受ける必要があり、複数年度にわたり契約を締結することを要するもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、業務の適正な履行のために管理者が特に必要と認めるもの
- (委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、桜井市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年桜井市条例第28号）、五條市長長期継続契約に関する条例（平成22年五條市条例第2号）、大和郡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年大和郡山市条例第18号）、宇陀広域消防組合において制定すべき条例のうち宇陀市条例を準用する条例（平成18年宇陀広域消防組合条例第2号）により準用する宇陀市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年宇陀市条例第253号）、葛城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成22年葛城市条例第2号）、中和広域消防組合長期継続契約に関する条例（平成18年中和広域消防組合条例第3号）及び香芝・広陵消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成20年香芝・広陵消防組合条例第1号）の規定により締結された契約で、施行日以後本組合において引き継いだ契約については、この条

例の相当規定によりなされたものとみなし、その期間は通算する。